

< 川越市 >

新井喜一氏による名誉毀損訴訟報道の「NEWS545」

BPO放送人権委員会で「審理決定」と産経新聞が

速報

元川越市議・新井喜一氏が、同氏からのセクハラ・パワハラ被害を主張している川越市役所職員女性A氏を相手に名誉毀損等で訴えた裁判について報道したテレビ埼玉の番組『NEWS545』が、8月28日、放送倫理・番組向上機構（BPO）の放送人権委員会によって審理入りを決定したと産経新聞が伝えた。

以下、その内容を転載する。

テレビ埼玉「NEWS545」が審理入り BPO人権委

<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20190828-00000541-san-ent>

8/28(水) 14:41 配信 産経新聞

放送倫理・番組向上機構（BPO）の放送人権委員会は28日、元埼玉県川越市議の男性が損害賠償を求め提訴したことを伝えたテレビ埼玉のニュース番組「News545」について、20日付で審理入りを決定したと発表した。

対象となったのは、4月11日の放送。元市議が30代の女性職員にセクハラやパワハラをしたと川越市議会の第三者委員会で認定された問題をめぐり、元市議が実名で告発され名誉を傷つけられたとして、女性に330万円の損害賠償などを求めた訴訟について報じた。その際、「元市議セクハラ訴訟 被害女性職員 請求棄却求める」とのタイトルを字幕で表示するなどした。

申し立てを行った元市議はハラスメントそのものを「身に覚えのないこと」と主張している。また、タイトルの表現や提訴に至った説明について、元市議は「申立人が提訴した裁判であるのに、申立人がセクハラを訴えられたような印象を与え名誉を損なわれた」とし、誤解を与える放送をしたことへの訂正と謝罪などを求めた。

BPOによると、テレビ埼玉は「言葉の順番が違ふことで誤解を招きかねない懸念が残る」と判断し、後日の放送でおわびと訂正を行っている。

不可解なハラスメント事件に巻き込まれた元市議・新井喜一氏の闘いは、まだ続いている。いや、これからが本番なのだ。

新井氏を原告とする「名誉毀損裁判」の次回期日は、

9月26日10時30分、さいたま地方裁判所・川越支部である。

引き続き多くの皆さんの傍聴を呼びかけたい。